

大切なお子様の命を 交通事故から守るために 御承知ですか？

1 登下校中の交通事故は、誰の責任？

○交通事故には、「被害」、「加害」、「自損」の考えられますが、いずれの場合も、**自己責任**です。

- 登下校中の交通事故は、学校管理下の事故には当たりません。
- 学校では、生徒が交通事故に遭わないよう、交通安全に関する指導や教育、注意喚起などを行います。
- 御家庭では、「毎朝、家を出る際に注意を呼び掛ける」など、家庭だからこそできる取組を是非お願いします。

○生徒が加害事故を起こした場合、**多額の損害賠償が生徒本人、または生徒の保護者に対して請求**されることがあります。

《未成年本人に賠償金の支払が命じられた事例》

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜め横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

（賠償額：9,266万円 東京地方裁判所、平成20年6月5日判決）

2 静岡県自転車条例

○「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成31年4月1日に施行されました。

- 条例により、保護者は御家庭等において、お子様に対して自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うことが求められています。
- また、10月1日より保護者はお子様が自転車を利用するときは**自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられています**。
※別添フローにより御確認ください。

3 自転車安全利用五則の徹底

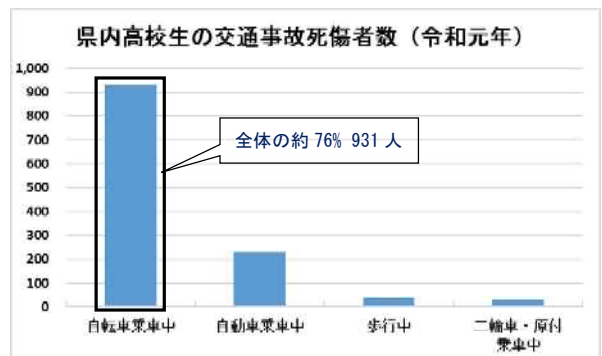
○自転車を利用するにあたり、被害者・加害者にならない為にも「自転車安全利用五則」の徹底を御家庭においても指導をお願いします。

- 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 子どもはヘルメットを着用

4 県内高校生の交通事故発生状況 ※ 令和元年（新型コロナ感染拡大前実績）

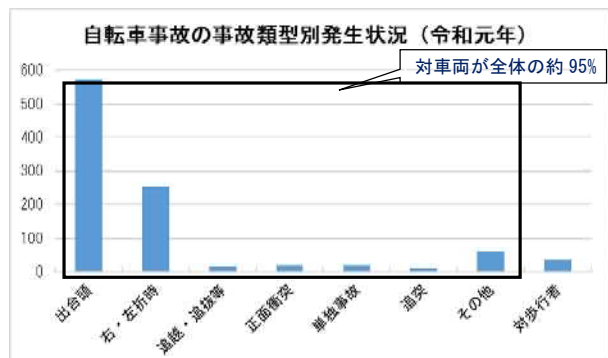
○年間 1,230 人の高校生が交通事故で怪我を負っています。

- 自転車事故が全体の約 76%を占める。
- 自動車事故のうち、約 97%が同乗中によるものです。



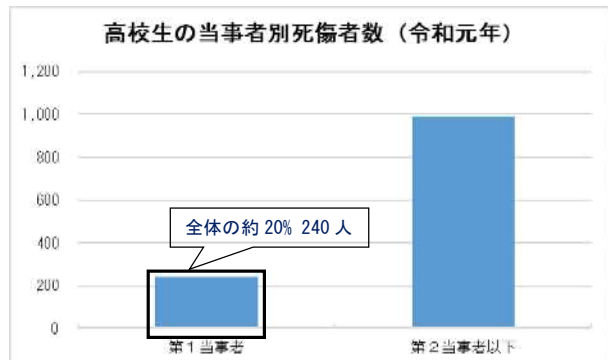
○自転車事故のうち、約 95%は車両相互事故です。

- 出合頭の事故が全体の約 58%、次いで右・左折時が約 26%を占めます。



○交通事故で怪我を負った高校生のうち、240人が第1当事者です。

- 第1当事者のうち、約 96%が自転車乗車中によるものです。
- ※第1当事者：事故に関わった人の中で過失が一番重い人。



自転車保険に加入していますか？

(賠償責任保険)

～万が一の加害事故に備えて、ご家族で確認ください～

スタート!

◆下記の保険に加入している

- PTAや学校が窓口の保険
- ・小・中学生総合補償制度
- ・高校生総合補償制度
- ・全国高P連賠償責任補償制度 等

- 自動車の任意保険
- 火災保険 ○傷害保険
- 団体保険 ○共済
- クレジットカードの保険

いいえ
(わからない)

はい

はい

保険の内容を確認してください

個人賠償責任補償特約※が付いている

※名称は保険会社によって異なる場合があります。

はい

いいえ
(わからない)

自転車の加害事故による
損害賠償に **対応しています**

※契約内容によって自転車事故が補償の対象になっていない可能性もあります。もう一度、ご自分の契約内容(補償内容、保険期間、被保険者の範囲)をご確認ください。

.....
特約の追加で
対応できます

自転車向けの保険に加入している

はい

いいえ
(わからない)

TSマークに記入された
点検日からの経過期間が
1年以内

はい

はい

使用している自転車に
「TSマーク」が貼ってある



TSマーク

いいえ
(わからない)

いいえ
(わからない)

自転車の加害事故による
損害賠償に **対応していない** 可能性が高いです!